

教育資金贈与口座「孫への贈り物」 ご利用中のお客さまへ

ご確認ください！

2023年12月末までに学校等にお支払された費用の領収書等は
2024年3月15日（金）までにごうぎんへご提出ください！

ご提出が、2024年3月15日（金）を
経過すると、2023年にお支払された分の
領収書等は受付ができません。

◆お引出しのお手続きについて◆

○ご提出をお急ぎいただく領収書等

2023年1月1日～2023年12月31日にお支払いされた費用の領収書等

ただし、当行で教育資金贈与口座「孫への贈り物」を開設された後に、学校等にお支払された費用が対象となります。

○お手続きをされる方

お引出しは、お孫さま等(受贈者の方が未成年者の場合は親権者さま)がお手続きください。

○お支払できる費用

教育資金贈与口座からお支払できる費用については、当行ホームページに掲載しております「領収書等に関するチェックツール」をご確認のうえ、領収書等のご準備をお願いします。

(お支払できないものの例)

- ・振込手数料、引落手数料（コンビニや口座振替の場合など）
- ・同窓会費……など。

- ・郵送でお手続きいただけます。また最寄りのごうぎん窓口にてお手続きも可能ですが、ご提出いただく領収書等の内容精査に時間を要する場合があります。
- ・領収書等のご提出にあわせて、ご提出いただく書類がございます。
当行ホームページに書式（PDF、Word、Excel）を掲載しておりますので、必要事項を事前に記入のうえ手続きいただくことも可能です。

ご記入方法等ご不明な点がございましたら、お近くのごうぎん窓口にお問い合わせください。

